

矢板市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域全体で子育て家庭を支援することを目的として実施する、矢板市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)が行う事業について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、矢板市とする。

(センターの事業内容等)

第3条 実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集、登録その他組織に関すること。
- (3) 会員間で行う相互援助活動の調整に関すること。
- (4) 会員を対象とする講習会の実施及び指導に関すること。
- (5) 関係機関等との情報交換、連携等に関すること。
- (6) その他活動を行う上で必要な事業に関すること。

2 市長は、センターの事業の一部又は全部を委託することができる。

(開設日及び時間)

第4条 センターの開設日は、矢板市の休日に関する条例に規定する市の休日を除く日とする。

2 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

(アドバイザー等)

第5条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 会員に対する講習会、研修会の運営に関すること。
- (2) 会員の交流会に関すること。
- (3) 会員の募集及び登録に関すること。
- (4) 相互支援活動の調整及び会員間のトラブルの調整に関すること。
- (5) その他事業を円滑に実施するために必要な業務に関すること。

3 アドバイザーを補佐するため、サブリーダーを置くことができる。

4 サブリーダーの業務は、第2項の規定を準用する。

(会員)

第6条 センターの会員は、事業の趣旨を理解し、次のいずれかの要件を満たす者で、市長の承認を得たものとする。

- (1) 市内に居住又は勤務している者で、6ヶ月から概ね小学6年生までの子どもの支援を受けることを希望する者(以下「依頼会員」という。)
- (2) 市内に居住している満20歳以上の者で、心身ともに健康で積極的な育児支

援を行うことを希望する者（以下「提供会員」という。）

- 2 市内に居住している者は、依頼会員と提供会員を兼ねる両方会員になることができる。

（入会及び退会）

第7条 会員として入会しようとする者は、矢板市ファミリーサポートセンター入会申込書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 提供会員は、センターの実施する講習会を受講しなければならない。
- 3 市長は、第1項の承認を受けた会員に対し、矢板市ファミリーサポートセンター会員証（様式第2号）を発行するものとする。
- 4 会員が退会しようとするときは、矢板市ファミリーサポートセンター退会届出書（様式第3号）に会員証を添えて市長に提出するものとする。
- 5 市長は、会員が第6条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は会員として適当でないと認めたととき、当該会員を退会させることができる。

（提供会員の活動内容）

第8条 提供会員が支援活動として行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 保育施設等の保育開始時まで子どもを預かること。
 - (2) 保育施設等の保育終了後、子どもを預かること。
 - (3) 保育施設等までの送迎を行うこと。
 - (4) 学校の放課後、子どもを預かること。
 - (5) 学童保育終了後、子どもを預かること。
 - (6) 軽度の病気などの子どもを預かること。
 - (7) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、買い物等の外出の際、子どもを預かること。
 - (8) その他会員の育児に関して必要な支援を行うこと。
- 2 子どもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅とし、宿泊を伴う支援活動は行わない。

（実施方法）

第9条 依頼会員が支援を受けようとするときは、センターに申し込みをするものとする。

- 2 前項の申し込みは、原則として支援活動を必要とする日の2ヶ月前から3日前までに行うものとする。
- 3 センターは、前項の申し込みを受け、当該支援の内容、日時等を確認の上、矢板市ファミリーサポートセンター支援依頼受付簿（様式第4号）に記載し、依頼内容に合った提供会員を紹介するものとする。
- 4 依頼会員と提供会員は、支援活動開始前に原則として事前打ち合わせを行い、支援内容について、十分な確認を行い双方合意のもとで支援を実施する。
- 5 提供会員は、支援活動の実施後、支援活動報告書（様式第5号）に内容を記入し、依頼会員の確認を受けたうえ、活動をした月の末日に締め、翌月7日までにセンターに提出するものとする。

(利用料)

第10条 依頼会員は、1回の支援活動終了後ごとに、別表に規定する利用料を提供会員に支払うものとする。

(補償保険)

第11条 会員は、支援活動中の事故に備え、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する費用は、センターが負担するものとする。

(順守事項)

第12条 会員は、相互支援活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。会員でなくなった後も、また、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、センターの事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

矢板市ファミリーサポートセンターの利用料に関する基準

支援活動日・時間	基準額(1時間当たり)
月曜日から金曜日までの7時から18時まで ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く	600円
平日の上記以外の時間帯	700円
土曜日、日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日	700円

備考

- 1 活動時間は原則1時間単位とし、子ども一人につき上記の金額とする。
- 2 複数の子どもの預ける場合は、2人目から基準額の半額とする。
- 3 活動時間は、提供会員が支援活動を開始した時から、提供会員が依頼会員又は依頼会員が指定するものへ引き渡した時までの時間とする。
- 4 最初の1時間までは、1回の活動時間が1時間に満たない場合でも、1時間とみなす。
- 5 1時間を超えた場合、30分以下は基準額の半額とし、30分を超え1時間までは基準額とする。支援活動時間を延長した場合も、同様とする。
- 6 支援活動が実施される前に取り消された場合は、次のとおりとする。
 - (1) 前日までの取り消しは、無料とする。
 - (2) 当日の取り消しは、上記基準により算定された利用料の半額を支払うものとする。
 - (3) 無断取り消しは、上記基準により算定された利用料の全額を支払うものとする。
- 7 交通費、食事代(ミルク代を含む。) おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払うものとする。また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意する。なお、交通費については、送・迎のそれぞれ一回について100円を参考と示す。